

洪水対策・気象情報に関する法学の課題

法文学部
磯村篤範

本日の報告の テーマ

- < 1 > 河川管理過程の法的検討枠組の再編
- < 2 > 河川管理（自然科学）から導き出された法理の再編
- < 3 > 災害に対するいくつかの防止手段の紹介検討

< 1 > 河川管理過程の法的検討枠組の再編

- ▶ 1. 対象の発生、展開そして消滅
 - ▶ 防災計画・防災政策（含む施設整備） → 応急対策 → 救済（復旧・復興）
 - ▶ （災害対策基本法の基本枠組）
- ▶ 2. 点から線、線から面へ 河川管理行政の守備範囲の再編
- ▶ 3. ハードからソフトへ ソフトへの法的対応

1. 対象の発生、展開そして消滅

- (1) 河川法の管理枠組
 - 政策・計画の策定過程（江戸川区土地区画
整理事業計画取消訴訟）
 - 緊急対策（兵庫県佐用町事件）
 - 救済制度（大阪府大東水害訴訟）
- (2) 法制度整備との関係で残された課題
 - ・ 洪水対策法制度の整備
政策・計画・施工、危機管理、救済のトータルな把握
 - ・ 救済制度の検討 大東水害訴訟
被害者救済の在り方

2. 点から線、線から面へ 河川管理行政の守備範囲の再編

- (1) 守備範囲の変化 「面」レベルの河川管理
 - ・ 流域治水論 (後述 滋賀県流域治水条例)
 - ・ 特定指定都市河川浸水被害対策法
 - ・ 地下水 (首都圏外郭放水路)
- (2) 検討課題
 - 管理責任の配分

3. ハードからソフトへ ソフトへの法的対応

- 防災から減災へ その意味の変化
- (1) 避難指示・避難勧告の妥当性
 - 情報の収集 → 情報の共有 → 情報の活用
 - 住民への情報の提供
 - 情報の共有と責任の配分
 - (2) ソフトによる救済の対象と情報による救済の限界
 - 例 情報の収集の現実性

<2> 河川管理（自然科学）から導き出された法理の再編

危機管理からリスク予防へ

- 1) 近代法の形成と責任の前提としての予測可能性・結果回避可能性
- 2) リスクの認識と「予防」・・・法的検討枠組の検討

1) 近代法の形成と責任の前提としての予測可能性・結果回避可能性

近代法の背景にある社会枠組

その1 自由主義 (財産権はこれを侵さず)・・・公共の安寧秩序の維持

その2 必要最小限の国家介入 (比例原則)

その3 従って、国家の介入の要件として、予測可能性・回避可能性 (賠償責任は本来担わなければならない「責任」を担わなかったことから導き出される (違法性 (=民法では権利利益の侵害)・有責性・因果関係))

結果発生の予測ができなければ責任なし、結果回避が不可能であれば責任なし

ただし、国家賠償責任には発生した損害の社会的再配分の機能がある
⇔ 危険管理責任論

近代にける国家の役割 = 危険防止

2) リスクの認識と「予防」・・・法的検討枠組の検討

- (1) リスク 確信的な判断が不可能な事態（「危険」概念との対比）
いつ、どこで、何が起きるか、予測できない
環境におけるリスクの特徴 不可逆性（・・・洪水リスクでは？）

リスク対策として導入される「予防」
「予防」の特性 広い裁量

(2) 洪水リスクを如何に理解するか

① 否定論

洪水リスクの特殊性を否定する議論
flood riskは日本の河川管理を意味する
洪水に「リスク」という特性はない

② 肯定論

洪水リスク肯定論 さらに2つの見解 （資料参照）

(3) リスク論が国家賠償責任法理に導入された事例

大東水害訴訟最高裁判決 従来の「危険」論の成立する範囲
（=河川改修工事終了後の河川管理行政下での洪水発生・損害発生
の場合）

<3> 災害に対するいくつかの 防止手段の紹介検討

- (1) 様々な計画による洪水抑制
- (2) 地役権設定による遊水池確保
- (3) 流域治水対策
- (4) 緊急排水路建設

(1) 様々な計画による洪水抑制

① 計画による洪水抑制

例 流域水害対策計画

評価すべき点

この計画は施設整備 土地利用規制ではない

問題点

都市計画法 用途地域としての建築基準法

(2) 地役権設定による遊水池確保

② 地役権設定による遊水池設置

地役権は、「物の利用価値のみを支配する」用益物権の中で、ある土地【要益地】の 便益のために他人の土地【承益地】を利用することができる物権である。

例 新潟県刈谷田川

評価すべき点

経済的負担の軽減 農業の継続etc.etc.

問題点

広さの点では所有権の取得

地役権であるが故に生じる問題点

河川地を民法上の要益地といえるか

合意のない場合

(3) 流域治水対策

③ 流域治水施策の制度化

例 滋賀県「流域治水条例」
氾濫原との関係
住民の合意を得て「水をためる」

評価すべき点

問題点
法制度との関係 河川管理の守備範囲
淀川水系の役割分担
責任の再配分

洪水が発生した時

(4) 緊急排水路建設

④ 緊急排水路の建設

例 小貝川

評価すべき点
緊急時の被害利益と保護法益のバランス

問題点
そもそも法制度化されあるいは予定に組み込まれていないから
「緊急」=内容不明？
制度化された「緊急排水路建設」はあるのか？
権限あるいは責任の有無
被害利益の処理（補償）

おわりに

1) 諸施策の評価基準

例 計画高水

2) 情報の相互関連性・内容

気象庁の情報 ⇄ 河川管理者の情報 ⇄ 自治体の情報

⇄ 住民の情報

3) 洪水発生原因の分析は抑制に如何なる意味があるか

リスク論は否定されうるか

4) 保護する利益に対応した洪水対策手段の選択

生命 健康

地域コミュニティ

地域の経済的連携

人間関係

個人の利益 ← 社会的利益としての性格がある場合とない場合